

令和元年（行ウ）第3号 公文書非開示決定処分取消請求事件

原告 井原勝介

被告 岩国市

準 備 書 面

令和元年11月29日

山口地方裁判所第1部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 憲 治



第1 第2請求の原因に対する答弁

1 第2、1について、以下の点は誤りであり、その余については認める。

- (1) 平成30年1月12日は、平成30年1月15日
- (3) 同年2月15日は、同年2月19日
- (4) 同年4月8日は、同年4月10日
- (5) 同年5月29日は、同年5月30日
- (6) 同年7月17日は、同年7月18日
- (7) 同年8月23日は、同年8月24日
- (8) 同年9月18日は、同年9月14日

2 第2、2及び3は、争う。詳細は「第2 被告の主張」で述べる。

第2 被告の主張

1 公文書非開示決定処分に至る経緯

- (1) 平成29年10月25日、訴外者から被告に対し、岩国市情報公開条例（以下「条例」という。乙第1号証）第6条第1項の規定に基づき、「愛宕山運動施

設（愛宕スポーツコンプレックス）の共同使用に伴う現地実施協定書（平成29年10月20日付け）」（以下「本件文書」という。）の開示請求がされた。

- (2) 平成29年10月31日、被告は、本件文書の当事者である米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局に対し、条例第15条第1項の規定及び情報公開の手引（以下「手引」という。乙第2号証52頁）に基づき、本件文書の開示に関する意見照会をした。
- (3) 平成29年11月21日、米海兵隊岩国航空基地は、被告に対し、意見書を提出した。
- (4) 平成29年12月21日、防衛省中国四国防衛局は、被告に対し、意見書を提出した。
- (5) 平成29年12月28日、被告は、訴外者に対し、条例第11条第2項の規定に基づき、公文書非開示決定処分をした。
- (6) 平成30年1月15日、原告は、被告に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書の開示請求をした。
- (7) 平成30年1月25日、被告は、原告に対し、条例第11条第2項の規定に基づき、公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- (8) 平成30年2月19日、原告は、審査庁である岩国市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- (9) 平成30年3月12日、被告は、審査庁に対し、弁明書（甲第4号証）を提出した。
- (10) 平成30年4月10日、原告は、審査庁に対し、反論書（甲第5号証）を提出した。
- (11) 平成30年5月2日、被告は、審査庁に対し、再弁明書（甲第6号証）を提出した。
- (12) 平成30年5月30日、原告は、審査庁に対し、再反論書（甲第7号証）を提出した。

- (13) 平成30年6月20日、被告は、審査庁に対し、再弁明書（2回目）（甲第8号証）を提出した。
- (14) 平成30年7月18日、原告は、審査庁に対し、再反論書（2回目）（甲第9号証）を提出した。
- (15) 平成30年8月8日、被告は、審査庁に対し、再弁明書（3回目）（甲第10号証）を提出した。
- (16) 平成30年8月24日、原告は、審査庁に対し、再反論書（3回目）（甲第11号証）を提出した。
- (17) 平成30年9月14日、審査庁は、岩国市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第19条第1項の規定に基づき、本件処分
の取消しを求める審査請求について諮問した（甲第12号証）。
- (18) 平成31年3月11日、審査会は、審査庁に対し、本件処分は妥当である旨
の答申を行った（甲第13号証）。
- (19) 平成31年3月19日、審査庁は、審査請求を棄却する旨の裁決を行った（甲
第14号証）。

2 請求の原因2(1)について (補正)

- (1)ア 本件文書に係る愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）（以下「愛
宕スポーツコンプレックス」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の
相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国におけ
る合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第2条第
1項(a)（乙第3号証）の規定により米軍に提供された施設及び区域であり、
被告は、日米地位協定第2条第4項(a)（乙第3号証）及び日本国とアメリ
カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産
の管理に関する法律（以下「国管法」という。）第4条の規定に基づき、国か

ら許可を受け、都市公園施設の用に供するものである（以下「共同使用」という。）。

イ 本件文書は、被告が愛宕スポーツコンプレックスを共同使用するに当たり、利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて、防衛省中国四国防衛局長の立会いのもと、被告と米海兵隊岩国航空基地司令官との間で合意した文書であり、関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨合意し、本件文書に規定している。

(2)ア 議会の議決権については、地方自治法第96条第1項において、制限列举主義の原則を採用している。すなわち、議会の議決により団体の意思が決定する場合は、一般には同項各号に掲げられた事項であり、これ以外の事項については、長その他の執行機関が自ら決定し、それが団体の意思と解されている（乙第4号証）。

イ 議会の議決を要する契約について、地方自治法第96条第1項第5号は、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することと規定しており、地方自治法施行令第121条の2第1項において、その種類は、工事又は製造の請負に限定されていることから、本件文書の締結に議会の議決を必要とするものではない。

ウ なお、地方自治法第96条第2項は、条例により同条第1項以外の議決事項を追加して定めることができるとされているが、執行機関の契約締結については、同法が特に許した範囲に限定されるものであり、条例で定めれば、いかなることでも議会の議決事項とすることができるというわけではなく、同条第1項第5号の規定に基づき定められている政令の基準に該当しない契約を、条例で定めて議会の議決事項とすることはできないとされている（乙第5号証、乙第6号証）。

エ したがって、契約の締結は、市長の執行権の範囲に属するものであって、議会の議決を必要とするのは、地方自治法に基づき条例で定められた場合に

本件文書が契約の締結か

該当するもののみであり、原告が同法に明文の規定はないと自ら認めているように、本件文書の締結を被告の権限濫用とする原告の主張には理由がない。

(3)ア 愛宕スポーツコンプレックスは、前記2(1)アのとおり都市公園施設の用に供するものであり、都市公園法の適用を受けるものである。

イ 被告は、愛宕スポーツコンプレックスを市民の利用に供するに当たり、都市公園法第2条の2の規定による都市公園の設置に係る公告を行い、その管理について、同法第18条の規定により愛宕スポーツコンプレックス管理条例（以下「管理条例」という。）を定めている。

ウ 管理条例の制定に当たっては、本件文書が公表できない状況の中、岩国市として議会や市民に説明責任を果たすため、当事者の合意を得た上で、市民利用に関することについて、被告が取りまとめた愛宕スポーツコンプレックスの共同使用に伴う現地実施協定の概要（以下「概要版」という。甲第15号証）を議会へ提示し、議会審議を経て可決、公布という適正な手続を経ており、原告の管理条例の制定手続には重大な瑕疵があるという主張には理由がない。

(4) 以上のとおり、本件文書の締結及び管理条例の制定手続は適正に行われたものであるが、そもそも本件処分は条例の規定に基づき非開示処分としたものであり、原告が主張する本件文書の締結に議会の議決がないこと、及び管理条例の制定に当たり本件文書が公表されていないことは、本件処分に直接関係するものではない。

3 請求の原因2(2)について (未見答)

(1)ア 本件文書は、関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨の合意があるところ、本件文書の開示請求があったことから本件文書の開示について、条例第15条第1項の規定及び手引に基づき、本件文書の当事者である米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局に対し、意見照会を行った。

イ 意見照会に対して、米海兵隊岩国航空基地からは、平成29年11月21日に、「本協定は2017年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであることから開示してはならない。部分的な開示であっても、今後の米軍の手続き、運用または合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない。」との回答を受けた（乙第7号証）。

ウ また、防衛省中国四国防衛局からは、平成29年12月21日に、「当該行政文書については、他国の関係機関との調整により、公にしない旨、要請を受けたものであり、公にすることで、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第3号に該当し、また、在日米軍の施設・区域の共同使用に関する交渉に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号（柱書き、ロ）に該当することから、当該行政文書の全部を不開示とされたい。」との回答を受けた（乙第8号証）。

(2) 原告は、請求の原因2(2)アにおいて、関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨の規定には、公表によって双方に生じる不都合などの具体的要件に関する記述はないと指摘するが、被告以外の当事者の不都合については、公表に係る意見照会において、その時点における支障が具体的に明らかにされており、また、被告においてもその意見書も参考に、公表した場合の被告の事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれや、被告と本件文書の他の当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれを客観的かつ具体的に判断したものである。

当事者の意向のみ
(3) また、原告は、請求の原因2(2)イないしエにおいて、あたかも当事者の合意がないことのみをもって本件処分の判断している旨主張するが、本件処分は、あくまでも条例第7条に掲げる非開示情報の該当性について、詳しくは後述するとおり、条例及び手引に基づき、当事者の意見も踏まえ、客観的かつ合理的に判断したものであって、当事者の合意がないことのみを直接の判断理由とす

るものではない。

4 請求の原因 2(3)について (複数該当)

(1) 公文書の開示について、条例に基づき判断する場合、その公文書に含まれる情報によって複数の非開示事由に該当することは当然にあり得るものであり、原告の解釈は誤りである。

(2) このことは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）について解説した「新・情報公開法の逐条解説」（宇賀克也著）69頁において、「本条は、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求にかかる行政文書に1号から6号までの各号のいずれかに掲げる情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないと規定している（ある不開示情報が複数の不開示規定に該当することはありうる）。」とされていることから明らかである（乙第9号証）。 ✓

5 請求の原因 2(4)について (オ7号)

(1)ア 条例第2条第2号は、条例の適用を受ける公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している（乙第1号証）。

イ 本件文書は、愛宕スポーツコンプレックスの野球場エリアを共同使用するに当たり、実施機関の職員が職務上作成し、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例に規定する公文書に該当し、本件処分を行ったものである。

(2)ア 被告は、旧日本海軍による岩国飛行場の建設を経て、戦後は米海兵隊岩国

航空基地が置かれたことで、基地の所在するまちとして現在に至っており、平成24年には米軍基地の滑走路を利用する全国でも数少ない空港として「岩国錦帯橋空港」が開港されるなど、基地とともに歩んできたまちである。

イ 平成26年に策定した岩国市の最上位計画である総合計画においても「基地との共存」を掲げ、これまでの共存の関係を再確認しつつ、共存に向け、基地に起因する安心・安全対策に取り組むとともに、「良き隣人」として、基地と市民との良好な関係を保ちながら歩んできており、毎年20万人前後の人が来場する日米フレンドシップデーに代表される様々な機会を通じて、日米の相互理解と親善を深める交流や取組を積極的に行い、教育や交流、防災等の各分野で基地を積極的に活用している。

ウ 米軍基地の所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してきたが、今後も基地と共存するまちとして、市民の安心・安全の確保と交流を通じた相互理解を促進するため、関係機関と連携して取り組んでいくことが求められている。

(3)ア こうした状況の中、契約書たる本件文書において、本協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならないことを当事者間で合意し、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず公表すれば、契約事項の履行という面において、一方的に契約を破ることになり、これまで構築してきた米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることは言うまでもない。

イ 被告は、総合計画に「基地との共存」を掲げ、基地を活かした取組として、教育や日米交流の分野においては、日米友好親善の象徴である愛宕スポーツコンプレックスを活用した日米親善事業のほか、基地内大学への就学の推進、市内の小中学生を対象とした基地内親子バスツアーなどを行っており、今後は、英語教育の推進等についても取り組んでいく予定としている。

ウ また、経済分野においても、米軍関係者の来店を歓迎し、市内の商業施設

の利用促進を図るウェルカム・ステッカー事業や、米軍基地対象のビジネスを支援する米軍ビジネス・サポートセンターの活用、更には、米軍関係者を対象とした買い物動向アンケートや市内商業施設等の体験ツアーの実施などについても、より一層取り組んでいく予定であり、このような日米の相互理解と親善を深める各種交流事業や様々な取組に影響を及ぼすことは明確かつ必至である。

(4) 以上のとおり、本件文書を当事者間の合意なしに公表してはならない旨の規定がある中で合意なきまま公表した場合、被告と米軍及び国との協力関係及び信頼関係が著しく損なわれることは明らかであり、本件文書を条例第7条第7号の非開示情報に該当するとした判断は適正である。

(5) なお、このことは、本件訴訟と同様の事案である公文書非開示決定処分取消請求事件（平成30年（行ウ）第8号。令和元年8月28日山口地方裁判所判決）において、「本件対象文書の開示について、米軍及び国の双方から開示に反対する旨の意見が提出され、かつ、本件協定後、社会情勢の変化等の事情の変化が生じ得る事実の経過もない状況下で、本件協定に反し、本件対象文書を開示すれば、被告、米軍、国の三者間の信頼関係が失われることは明らかである。したがって、本件対象文書に記録された情報は、それを公にすることにより、被告と米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるから、本件条例7条(7)号所定の非開示情報に当たる。」と判示されている（乙第10号証9頁）。

6 請求の原因2(5)について

(1) 条例第7条第6号アないしオの規定は、その条文から明らかであるように、限定列挙しているものではなく、開示することにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したものであり、他の支障を生じる場合を除外するものではない。

- (2) なお、このことは、情報公開法第5条第6号にも同旨の規定があり、「新・情報公開法の逐条解説」(宇賀克也著)125頁において同様に解されている(乙第9号証)。
- (3) したがって、本件文書が条例第7条第6号に列記された事項に該当するとともに、列記された事項以外の事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報に該当することは当然にあり得るものであり、原告の解釈は誤りである。

7 請求の原因2(6)について

- (1) ^{第6号柱書} 愛宕スポーツコンプレックスは、住民の福祉増進を目的とする公の施設(都市公園)であり、その設置及び管理に関する情報は、まさに条例第7条第6号柱書に規定する、本市が行う事務又は事業に関する情報に該当する。
- (2)ア 愛宕スポーツコンプレックスの共同使用に係る国管法第4条に基づく提供国有財産一時使用許可書(以下「一時使用許可書」という。乙第11号証)第21条は、一時使用許可書に規定するもの(前各条に規定するもの)のほか現地実施協定を含む協定条件に従わなければならない旨を規定しており、その許可条件を遵守することを条件に一時使用許可を受けている。
- イ 契約書たる本件文書において、本協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならないことを当事者間で合意し、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず公表した場合、一時使用許可書第13条又は第14条に基づき、当該許可が取り消され、都市公園として市民が利用することができなくなるおそれがあることは明確である。
- (3)ア 愛宕スポーツコンプレックスは日米友好親善の象徴施設であり、市民が長年にわたって求め続けた施設が、ようやく実現し、利用できるようになった状況において、突然、使用することができなくなれば、施設を活用した文化スポーツ活動を通じて日米の交流を推進し、相互理解を深めるという岩国市

すべて仮定の最上位計画である総合計画の履行にも影響するだけでなく、市民から直ちの訴えがあり、これに代わる施設を設けるよう求められることは必至であり、これに代わる新たな施設を建設することになれば、適当な土地も無いことから、必要な土地の確保に相当な年月を要するほか、施設の整備には数百億円にのぼる莫大な経費が必要となり、岩国市の平成30年度一般会計予算規模が約800億円であることを考慮すれば、財政運営上にも大きな負担が発生し、他の重要施策や事業にも著しい影響を及ぼし、その影響は計り知れない。

イ また、各種スポーツや交流事業において、既に多くの市民が愛宕スポーツコンプレックスを利用しており、愛宕スポーツコンプレックスを使用することができなくなれば、各種関係団体を始め、多くの市民に不利益を生じさせることは言うまでもない。

仮定 以上のことは、地方自治法に定められた住民の福祉増進を目的とする公の施設の設置及び管理という、被告の事務及び事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことは明確かつ必至である。

(4) 以上のとおり、本件文書を当事者間の合意なしに公表してはならない旨の規定がある中で合意なきまま公表した場合、被告が行う事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことは明らかであり、本件文書を条例第7条第6号柱書きの非開示情報に該当するとした判断は適正である。

8 請求の原因2(7)について

仮定 (1)ア 条例第7条第6号イについては、情報公開法第5条第6号イに同旨の規定があり、公文書開示決定取消請求事件（平成27年（行ウ）第3号。平成29年3月7日那覇地方裁判所判決）では、同号の趣旨について「国等が争訟、交渉等を行う場面では、国等は相手方と対等の地位しか有していないことに鑑み、開示されることにより国等の財産上の利益や当事者としての地位を害する情報を不開示事由として規定することで、国等が相手方と対等の立場で

行う争訟、交渉に関する事務が阻害され、国等の財産上の利益や当事者としての地位が害されることを防止することにあるものと解される。」としている（乙第12号証）。

イ また、同判決においては、現地実施協定書等について、「国が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。」と判断しており、原告が主張する相手方の知らない情報に限定されているものではない。

(2)ア 本件処分を行った平成30年1月25日時点において、愛宕スポーツコンプレックスの野球場エリアについては、都市公園として、先行して供用開始をしていたが、陸上競技場エリアについては、国による整備が進められており、完成後の共同使用に向けて、米軍及び国と協議・交渉を行っている状況であった。

イ そのような状況の中、契約書たる本件文書において、本協定は関係する当事者間の合意なしに公表してはならないことを当事者間で合意し、当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにも関わらず公表すれば、契約事項の履行という面において、一方的に契約を破ることになり、これまで

構築してきた米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることとは言うまでもなく、陸上競技場エリアの共同使用に伴う現地実施協定書の締結に向けて、これまで通りお互いを尊重し合いながら、忌憚のない協議・交渉を行うことが困難となることは明確かつ必至である。

ウ また、これは共同使用後に予定される本件文書の更新又は改定に際しての協議・交渉においても同様であり、手引では、「監査、試験、交渉その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが、これも『当該事務又は事業の適正な遂

↓
不知の情報を開示している。
「信頼関係」は、おぼろげに
12

行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの』に該当する」とされ（乙第2号証34頁）、共同使用に係る現地実施協定の締結及び将来の更新や改定は、米軍や国と協議・交渉を重ね合意に至るものであり、反復されるような性質の事務又は事業である。*（手書き）* 協議の相手は、米軍と国である。

エ これまでの信頼関係のもと、対等な立場で協議・交渉を行いながら、施設利用において米軍の優先枠がないことや、維持管理において両者が不平等とならないように、米軍と被告で費用負担の役割分担を定めているが、信頼関係が損なわれることになれば、現地実施協定の締結及び締結後の更新又は改定に当たって、利用条件や管理運営等の具体的な取扱いに関する協議・交渉において、支障を及ぼすことは明確であり、結果として、被告にとって不利益になるおそれがあることは言うまでもなく、更には、現地実施協定を締結したり、締結後に更新又は改定すること自体が出来なくなる可能性も否定できず、当事者としての地位を不当に害することは明確かつ必至である。*（手書き）* 「おそれ」の可能性であり、明確でない。

(3)ア 他方、前記8(1)アの控訴事件（平成29年（行コ）5号。平成30年4月17日福岡高等裁判所那覇支部判決）は、「本件各文書（現地実施協定書等）を開示することにより、米国政府との間で非公開を前提とした忌憚のない協議、交渉を行うことが困難となり、共同使用の実現に不可欠な米国政府の理解と協力を得ることも困難となり、今後本件共同使用ができなくなったり、これに限らず、既に行われている他の共同使用の合意が解消されたり、他の在日米軍施設の返還や共同使用に係る交渉及び事務の遂行に支障を来すなど、今後の共同使用についての交渉において不利益を受ける可能性があることが認められ、このようにこれら本件国有地等の使用に関する米国政府との交渉を行う当事者としての地位が害されるといえる。」と認定している（乙第13号証）。*（手書き）* 判例

イ 本件文書の当事者である米海兵隊岩国航空基地及び防衛省中国四国防衛局が前記3(1)イ、ウのとおり開示に合意できないとする意向を示している中で、

被告が本件文書を公表すれば、被告は、前記 8 (3) ア判示のとおり国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障をきたすものと判断している。

ウ 更には、岩国市内における米軍提供施設及び区域の共同使用については、愛宕スポーツコンプレックスに限らず、岩国錦帯橋空港等の事案を国が所管しているが、国は、米軍及び米国との信頼関係を構築しながら、様々な協議、交渉、手続きを行う必要があり、米軍及び米国との信頼関係を失えば、国における在日米軍及び区域の共同使用に係る事務に支障をきたすことは明確かつ必至である。

国が米軍との信頼関係を構築しながら、様々な協議、交渉、手続きを行う必要があり、米軍及び米国との信頼関係を失えば、国における在日米軍及び区域の共同使用に係る事務に支障をきたすことは明確かつ必至である。

本件にいう「国が行う事務」事案に関する情報に該当するのみ、広げずかてはならない。

- (4) 以上のとおり、本件文書を当事者間の合意なしに公表してはならない旨の規定がある中で合意なきまま公表した場合、被告における当事者としての地位を不当に害すること、また、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障をきたすことは明らかであり、本件文書を条例第 7 条第 6 号イの非開示情報に該当するとした判断は適正である。

9 請求の原因 2 (8) について

- (1) 原告は、条例第 8 条の部分開示についても、請求の原因 2 (2) イないしエと同様に当事者の合意がないことのみをもって、本件処分の判断をしている旨主張するが、前記 3 (3) のとおり、本件処分はあくまでも条例第 7 条に掲げる非開示情報の該当性について、条例及び手引に基づき、当事者の意見も踏まえ、客観的かつ合理的に判断したものであって、当事者の合意がないことのみを判断理由とするものではない。

- (2) 非開示情報の該当範囲について

ア (ア) 非開示情報の範囲について、国が情報公開法附則第 2 項に基づき、情報公開法施行後 4 年を目途とした見直しについて有識者から意見を聴取するため、総務副大臣の主催により開催された情報公開法の制度運営に関する

4277
検討会報告（平成17年3月29日）15頁及び155頁によると、情報公開法の立案時における不開示情報（本件における「非開示情報」と同じ。

以下同じ。）の範囲の考え方については、「不開示情報が重層的に把握される場合にあつては、不開示事由たる『おそれ』等を生じさせる原因となる情報の最小単位をもって不開示情報の単位であるにとらえるものである。」とされ、同報告書16頁において「部分開示に当たっては、不開示情報の単位のとらえ方について、情報公開法の規定の趣旨にのっとって判断すべきである。」としている（乙第14号証）。

4277
イ(イ) また、内閣府情報公開審査会は、平成14年7月17日答申第123号16頁、第6、5において、不開示情報の独立一体性の範囲について、「不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を単位に捉えるとしても、特定の個人を識別することができる情報以外の不開示情報にあつては、その範囲は、重層的な各階層で捉えていった結果、最終的には不開示事由たる『おそれ』等を生じさせる原因となる情報の範囲となるべきものである。」との判断を示している（乙第15号証）。

4277
ウ(ウ) 上記答申については、「新・情報公開法の逐条解説」（宇賀克也著）134頁及び「情報公開の実務」（情報公開実務研究会編集（編集代表 宇賀克也））133頁において、「個人情報以外の情報については、結局、不開示事由たる『おそれ』を生じさせる原因となる情報の範囲が、独立した一体的な情報の単位と一致すると解すべきとするものであり、最高裁判決との正面からの抵触を回避しながら、部分開示についての従前の行政実務、裁判実務に適合した解釈を示したものといえよう。同答申は、行政情報を可能な限り開示するという基本原則に忠実な解釈を示したものであり、行政機関情報公開法の立法者意思に照らしても妥当な解釈といえよう。」と評価している（乙第9号証、乙第16号証）。

イ(ア) 原告は、非開示情報に該当するか否かを判断することなく、当事者の意

向を理由として全体を一律に非開示とすることは、条例解釈の誤りである旨を主張するが、被告は、本件文書を関係する当事者間の合意なしに公表してはならない旨の合意及び当事者の回答内容を踏まえ、条例第7条各号に掲げる非開示情報の該当性について検討を行い、部分的であっても開示した場合、前記3、5、7、8のとおり、条例第7条第7号、同条第6号柱書き及び同条第6号イに該当すると判断したことから、本件文書の全てを非開示としたものであり、その「おそれ」を生じさせる原因となる情報の範囲は、本件文書の全てに及ぶものである。

(イ) よって、本件文書を部分的にも開示できないとした本件処分は、情報公開制度の立法趣旨に照らしても適正であり、原告の主張は誤りである。

ウ このことは、前記5(5)の公文書非開示決定処分取消請求事件（平成30年（行ウ）第8号。令和元年8月28日山口地方裁判所）において、本件対象文書全体としての開示については、米軍及び国から反対意見が提出されているところ、本件協定に至る経過に鑑みると、本件対象文書から概要版に含まれる情報に相当する情報部分を抽出して公開した場合には、概要版が公開されているとしても、なお被告と米軍及び国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれが法的保護に値する蓋然性をもって存在すると認められ、本件対象文書中の概要版に記載された情報に相当する部分も非開示情報に該当するというべきであり、本件対象文書については、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記載されている場合に当たらず、本件条例第8条第1項に基づく部分開示義務違反は認められない旨判示されている（乙第10号証、10頁ないし11頁）。

(3) 情報の区分の容易性について

ア(ア) 原告は、概要版に記載した情報については、公知の事実である旨を主張するが、防衛省中国四国防衛局長の立会いのもと、市長と米海兵隊岩国航空基地司令官との間で合意し署名した本件文書と、被告の責任において被

「公知の事実」は、非開示情報であることは被告も認めているが、これは、原告の以下の情報公開の請求であり、「公知」であることは争点ではない。

実質的に

内容の一部

は同じはず
(説明責任を
果たすための
あり)

「判例の趣意
を得ている」

被告が取りまとめた概要版については、そもそも文書の作成者が異なるため、あくまでも文書としては別物であり、本件文書の記載内容が、公知の事実になったわけではない。

非開示
にあることは
争点ではない

(イ) 前記2(3)のとおり、概要版を作成したのは、現地実施協定書の原本について公表できない状況の中、岩国市として議会や市民に説明責任を果たすため、当事者の合意を得た上で、市民利用に関することについて、被告が取りまとめ公表するためである。少なくとも、その部分については公知事実となる。

(ロ) 概要版を公表したからといって、概要版に記載している内容について、現地実施協定書を公表することが出来るというわけではなく、あくまでも現地実施協定書が公開できないため、概要版を公表したのであって、それをもって本件文書を公開するという理由にはならない。公知にあるから非開示から除外。

イ ここで、本件文書の内容につき情報の区分が容易でないことについて主張する。

情報の
区分

ウ(ア) 部分開示の要件について、条例第8条第1項本文は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している(乙第1号証)。

(イ) また、手引では、条例第8条第1項の「非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」とは、「内容の区分が容易であること」及び「開示部分と非開示部分の物理的な分離が容易であること」のいずれの要件も満たした場合とし、このうち、「内容の区分が容易であること」とは、「公文書の内容を検証し、公文書のどの部分が非開示情報であるかという、記載部分の区分を行うことが容易であること」としている(乙第2号証37頁)。

エ(ア) 本件文書の位置付けについては、日米地位協定第25条(乙第3号証)

には、「この協定（日米地位協定）の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会（以下「日米合同委員会」という。）を設置する。」と規定され、米海兵隊岩国航空基地からは、「本協定は2017年10月5日付け日米合同委員会合意に直接関係し、またその一部をなすものであることから開示してはならない。部分的な開示であっても、今後の米軍の手続き、運用または合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない。」と回答を受けており、本件文書は、日米合同委員会の合意に直接関係し、またその一部をなすものであり、記載している「関係する当事者間の合意なしに公表してはならない」という条項自体も日米合同委員会の合意に基づく内容である。

議事録 (イ) また、日米両政府は、昭和35年6月23日に開催された第1回日米合同委員会において、「日米合同委員会の公式な議事録は、日米両政府に関する正式な文書とみなされ、双方の同意がない限り公表されない」旨を合意している。

(ウ) このことについては、前記8(1)アの公文書開示決定取消請求事件（平成27年（行ウ）3号。平成29年3月7日那覇地方裁判所判決）及び公文書開示決定取消請求控訴事件（平成29年（行コ）5号。平成30年4月17日福岡高等裁判所那覇支部判決）において、「本件各文書（現地実施協定等）は、いずれも日米合同委員会の議事録の一部を構成する文書であり、日米両政府間において、両政府の合意なくして公開されない旨の合意が形成されていることが認められる。」とし、共同使用に係る現地実施協定書を開示した場合、国と米国との信頼関係が失われ、非公開を前提とした忌憚のない協議や交渉が困難となり、在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、国が土地の所有者として有する財産上の利益や土地の使用に関する米国政府との交渉を行う当事者としての地位が害され、本件土地の所有者として有する固有の利益が侵害されるおそ

れがある旨認定している。(乙第12号証、乙第13号証)

(エ) なお、同事件については、最高裁判所への上告が平成31年1月6日付けで棄却され、福岡高等裁判所那覇支部平成30年4月17日判決が確定判決となっている。

オ(ア) また、本件文書は英文で構成されているものであり、便宜的に日本語による仮訳が用意され、その文書の取扱いについては英文と一体として取り扱われるものである。英文と日本語の仮訳の解釈に相違があった場合は、英文が優先される旨合意していることから、本件文書はあくまでも英文で構成されたものが優先されるものである。

(イ) 原告は、「英語版であっても、しかるべく翻訳して、すでに公表している概要版に該当する部分を抜き出すことは十分に可能」と主張する。

(ウ) 被告は、本件文書の全てを非開示とする本件処分を行ったものであるが、仮に部分開示ができるか否かを検討した場合、被告が取りまとめた別文書である概要版を作成及び公表しているとはいえ、日米合同委員会合意に係る本件文書を、部分的であっても当事者の合意がないまま公表すれば、当事者間の協力関係又は信頼関係に影響を与えることはもとより、日米合同委員会や在日米軍の施設・区域の共同使用に関する両政府間の交渉にどの程度影響を与えるか計り知れない状況において、英文で構成される本件文書のどの部分が非開示情報であるかという、記載部分の区分を地方自治体である被告が責任を持って判断することはできない。

(エ) したがって、概要版として公表した情報と、本件文書の非開示情報を容易に区分することはできず、手引に示す要件を満たしていないことから、その全てを非開示とした本件処分は条例第8条第1項の解釈を誤るものではない。

(4) 審査会の答申について

ア 本件訴訟と同様の事案である、本件文書に係る公文書非開示決定処分の取

消しを求める審査請求において、平成31年3月11日付けで第三者機関である岩国市情報公開・個人情報保護審査会から答申がなされた（甲第13号証）。

イ この答申において、部分開示の妥当性について、「処分庁が本件対象文書（「本件文書」と同じ。以下同じ。）の全てが情報公開条例第7条第7号並びに第6号柱書き及び同号イの非開示情報に該当するとして、非開示とした判断は妥当である。」とされ、本件文書の全てが非開示情報に当たるといふ、被告の主張が認められている。

ウ また、審査会においては、上記判断に加え、念のため本件文書の非開示情報が容易に区分することができるか否かについても検討され、答申において「本件対象文書を確認したところ、本件対象文書は英文で構成されており、処分庁が概要版として公表した情報と、言語を異とする本件対象文書の非開示情報を区分することは、本件対象文書の位置付けからも容易ではないものと認められる。」とされている。

エ その上で、審査会の結論として、「実施機関が、『愛宕山運動施設（愛宕スポーツコンプレックス）の共同使用に伴う現地実施協定書（平成29年10月20日付け）』につき、非開示とした決定は、妥当である」旨の判断がなされている。

10 請求の原因3について

- (1) 原告は、条例に掲げる非開示事由の該当性について、当事者の合意を得られないので公開できないという前提を、強引に条例の非開示事由に当てはめようとしており、法的保護に値する具体的、実質的な理由はなく、部分開示の可否の判断も行っていない旨主張する。
- (2) しかし、前記第2の3、5、7、8、9のとおり、被告は条例及び手引に基づき、当事者の意見も踏まえた上で、本件文書の全てが「おそれ」を生じさせ

る原因となる情報であると、客観的かつ合理的に判断したことから、本件文書の全てを非開示とする本件処分を行ったものであり、原告の主張は誤りである。

「米軍の不同意」を根拠として、開示すれば、以上
情報開示がなされる、さらに、若くは米軍の同意に支障が
生じる。かいては、本の手続きが、行政に支障を
生じており、この点の説明を詳細に述べている
ことをもとに、客観的合理的判断をしても
不開示

米軍の同意

情報の持つ性質、内容からして開示すれば、行政
運営に支障が生じる場合に、開示の利、不利益を
比較衡量し、不利が大きいとして非開示を認めたり
不開示例として、特記がある。

不開示

情報に内在する性質により、開示すれば、直接的に
当事者に不利益を生ずる場合が該当し、既に解釈
すべきである。

具体的に、本件文書を開示した場合に、米軍に
どのような不利益が生じるのか、この点に十分な
説明が、不可欠。さらに、只、反対する
日米合意を提示し、理由を述べる。

日米合意も、不利益、米軍の同意が公開について
その段階に若くは米軍の同意がなされることは
不利益は別。